

2 入国管理局



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

本文へ 文字の大きさ 標準 拡大

色変更・音声読み上げ・ルビ振り

トップページ サイトマップ 業務支援情報 ENGLISH



検索 詳細検索

トップページ > 法務省の概要 > 各組織の説明 > 内部部局 > 入国管理局

入国管理局

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について」をクリック

トピックス

- ・ 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について
- ・ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が成立しました。
- ・ 技能実習法が成立しました。
- ・ 平成28年10月から「バイオカード」を導入します。
- ・ 入国審査における入国審査官の対応に関するアンケート調査について
- ・ 特別永住者の方へ(重要なお知らせ)
- ・ 永住者の方へ(重要なお知らせ)
- ・ 上陸許可時に在留カードを交付する空港の追加について(お知らせ)
- ・ 居住地・所属機関等の届出について(お知らせ)(入国管理局のウェブサイトへ移動します)[PDF]
- ・ 「入国管理局電子届出システム」でエクセルファイルにより一括届出する方法について(入国管理局のウェブサイトへ移動します)[PDF]
- ・ 特別永住者・中長期在留者の方へ(在留カード等への切替のお知らせ)(入国管理局のウェブサイトへ移動します)[PDF]
- ・ 2013年6月24日 入国管理局電子届出システムがスタート!(入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ 2012年7月9日 新しい在留管理制度がスタート!(入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ 現在の研修・技能実習制度について(申請書がダウンロードできます)
- ・ 自動化ゲートの運用について
- ・ 1951年難民の地位に関する条約採択60周年及び日本の難民条約加入30周年記念シンポジウム開催について
- ・ 「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」の検討結果について
- ・ 在留資格「公用」の在留期間の改正について(お知らせ)

手続のご案内

- ・ 入国・在留の手続き(Q&A)(入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ 入国審査手続(個人識別情報の提供義務化)の概要
- ・ 出頭申告のご案内 不法滞在で悩んでいる外国人の方へ
- ・ 出国命令制度について(入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ 乗員上陸許可申請業務(NACCS)
- ・ 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置について(入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ 難民認定手続案内(各国語版)(入国管理局のウェブサイトへ移動します)

申請方法 必要書類 等

- ・ 出入国管理及び難民認定法関係手続(申請書がダウンロードできます)

各種公表資料

- ・ 在留資格関係
- ・ 永住許可関係
- ・ 在留特別許可関係
- ・ 難民関係
- ・ 統計についてはこちら【出入国管理統計】 【登録外国人統計】 【統計に関するプレスリリース】

関係法令 政策 基本計画

- ・ 出入国管理関係法令等
- ・ 平成26年入管法改正の概要(入国管理局のウェブサイトへ移動します)
- ・ 外国人住民に係る住民基本台帳制度(総務省のウェブサイトへ移動します)
- ・ 現在の研修・技能実習制度に係る法務省令の改正・制定等
- ・ 出入国管理基本計画 出入国管理政策懇談会 「出入国管理」(統計等の状況と最近の施策をまとめた報告書)

採用案内 その他のお知らせ

採用案内

- ・ 入国警備官採用試験案内
- ・ 医師の募集案内(東日本入国管理センター)[PDF](入国管理局のウェブサイトへ移動します)

法務省の概要メニュー

法務省幹部一覧

法務省の沿革

組織図

各組織の説明

内部部局

地方支分部局

施設等機関

外局

特別の機関

所管法人

特別民法法人

関係団体

ボランティア

フォトギャラリー

その他のメニュー

大臣・副大臣・政務官

広報・報道・大臣会見

所管法令等

資格・採用情報

政策・施策

政策評価

パブリックコメント

省議・審議会等

白書・統計・研究

予算・決算

政府調達情報

情報公開・公文書管理・個人情報保護

行政手続の案内

法令適用事前確認手続

オンライン申請

ご意見・ご提案

相談窓口

その他

3 案内ページ



本文へ 文字の大きさ 標準 拡大
色変更・音声読み上げ・ルビ振り

トップページ サイトマップ 業務支障情報 ENGLISH

検索 詳細検索

トップページ > 法務省の概要 > 各組織の説明 > 内部部局 > 入国管理局 > 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置の実施について

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成28年法律第88号)が平成28年11月28日に公布され、在留資格「介護」の創設に係る規定については、公布の日から起算して1年以内に施行予定のところ、施行日までの間、下記のとおり特例措置を実施することとしました。

なお、本特例措置に係るお問い合わせは、地方入国管理官署(お問い合わせ先)をお願いします。

1 特例措置の内容等

電話番号は「お問い合わせ先」をクリック

(1) 特例措置の内容

平成29年4月から施行日までの間に、介護又は介護の指導を行う業務(在留資格「介護」に該当する活動)を開始しようとする外国人から、在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」(告示外)を許可することにより、介護福祉士として就労することを認める。

(2) 対象者

施行日までに社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「介護福祉士養成施設等」という。)を卒業する者及び既に介護福祉士養成施設等を卒業した者

2 申請方法

(1) 上記1(2)に該当する場合の在留資格変更許可申請

地方入国管理官署において、下記3の提出資料を添えて「特定活動」の在留資格への変更許可申請を行う。

(2) 上記1(2)に該当するとして新規に入国・在留を希望する場合

在留資格認定証明書交付申請の手続きを経ることなく、在外公館において在留資格「特定活動」に係る査証申請を行い、出入国港において当該査証による上陸申請を行う。

なお、査証申請に係るお問い合わせは、在外公館又は外務省にお願いします。

※ 本件は、在留資格「介護」の施行までの特例措置であり、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件に定められていないため、在留資格認定証明書交付申請の対象となりません。

3 提出資料

(1) 在留資格変更許可申請書(U(子)他)【PDF形式】【EXCEL形式】1通

※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。

(2) 写真(縦4cm×横3cm) 1葉

※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

(3) パスポート及び在留カード 提示

(4) 介護福祉士養成施設等の卒業証明書(又は卒業見込証明書)

※ 申請時に卒業見込証明書を提出した場合は、申請した地方入国管理官署の指示に従い、卒業証明書を提出してください。

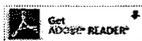
(5) 介護福祉士登録証(写し)

※ 申請時に提出できない場合は、申請した地方入国管理官署の指示に従い、提出してください。

(6) 労働条件及び従事する業務内容を明らかにする文書(雇用契約書等)

※ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受ける必要があります。

(7) 勤務する機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等、介護施設又は事業所の設立等に係る許可又は指定を受けた年月日が明示されたものに限る。)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

法務省の概要メニュー

法務省幹部一覧

法務省の沿革

組織図

各組織の説明

内部部局

地方支分部局

施設等機関

外局

特別の機関

所管法人

特例民法法人

関係団体

ボランティア

フォトギャラリー

その他のメニュー

大臣・副大臣・政務官

広報・報道・大臣会見

所管法令等

資格・採用情報

政策・施策

政策評価等

パブリックコメント

省議・審議会等

白書・統計・研究

予算・決算

政府調達情報

情報公開・公文書管理・個人情報保護

行政手続の案内

法令適用基準確認手続

オンライン申請

ご意見・ご提案

相談窓口

その他

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2014年10月時点のものです。

Excel 形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Excel Viewerが必要です。
Microsoft Office Excel Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。
[Microsoft Office Excel Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話:03-3580-4111(代表)
法人番号1000012030001

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#) [政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.